

第38回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月14日（金）午前9時30分から午前9時55分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員（22人）

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	福原	英樹
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 現況地目等の照会について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第 38 回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は 12 名、農地利用最適化推進委員 10 名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、11 番 弘田 靖 委員、1 番 田村 尚利 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

議案の説明に入る前に、前回の総会において許可に条件を付していたものがありました事項について報告をさせていただきます。

前回総会の議案第 2 号番号 3、4 の太陽光発電設備に係る 5 条許可申請について、太陽光発電パネルの反射が周囲に影響がないことについて申請内容から十分な確認ができないことから、「パネルの反射が周囲に影響が無いことを確認のうえで許可書を交付する」こととしておりましたが、行政書士を通じて申請業者に確認したところ、太陽光パネルは反射が少ない形式のものでパネル表面に反射防止のコーティングをしていることから問題ないと思われる、との回答があり、周囲への影響については問題ないと判断し、農地転用許可書を交付いたしましたのでご報告いたします。

事務局

それでは、総会議案の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1 件です。

A 4 横の「7 月分光市農業委員会議案位置図」の農地法第 4 条番号 1-1 と番号 1-2 を議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

今回の申請農地は塩田地区内にあり、大和支所の北東約2.5 kmに位置する農地で、地目は田、農地転用する面積は2,510 m²のうちの96 m²です。

申請者は光市に居住する個人ほか2名です。

申請地については、申請者の自宅へ通じる私道が狭く車両を回転させるスペースもないことから、デイサービスの送迎車両が私道を入れて自宅に横付けすることができないため、申請者自身が私道の幅員を拡幅するため、農地転用の申請をされたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第1号及び第2号 参考資料」の1ページ中ほど(3)をご覧ください。

ア立地基準の(ア)「農地の区分」についてです。

当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。

今回の対象地については、2,510 m²全体が農業振興地域内の農用地に該当していましたが、このうち96 m²の部分については農用地からの除外申請が提出され、除外手続きは6月23日で完了しておりますことを、光市農林水産課、農政係に確認済みです。

なお、第2種農地については他の農地で代替ができない場合は転用可能で、今回については自宅へ通じる私道を拡幅するために自己の所有する農地を農地転用するもので、他の場所では代替できないため問題ありません。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、(ア)「転用の目的」ですが、今回は私道幅員の拡幅のためということであり、問題ありません。

つづいて参考資料の2ページをご覧ください。

(イ)「資力及び信用」についてですが、提出がされている資金計画書については、問題ありません。お配りした資料でも問題なしとしておりますが、通常、工事等をする上での資金に問題ないことを示していただくために「金融機関の残高証明書」もしくは「預金通帳のコピー」の提出をお願いしており、今回についても本日までに提出される見込みでしたが、現時点でまだ提出がない状況です。

この「資力及び信用」の項目以外について問題がないようであれば、

「通帳のコピーなどが提出されることを条件に許可を出す」ということ
でご議決いただけたらと考えております。

次に、(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」です
が、農地台帳を確認しましたが貸借等の関係もなく、これには該当いた
しません。

続いて(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてです
が、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてで
すが、これは該当する許可等はありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回の申請
は対象地のうち必要最低限の部分を私道幅員の拡幅のため農地転用する
計画であり、問題ありません。

次に、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から
判断し、適当です。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」について
ですが、事業計画書・被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地へ
の影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である推進4番委員さんに調
査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。
事務局からの説明は以上です。

議長 推進4番委員、補足説明をお願いします。

推4番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、事務局説明のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は、事務局説明のとおり条件を付して許可することに決定いたしました。
つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 続いて、議案第2号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1件です。

それでは議案第2号についてご説明いたします。

総会議案の1ページとあわせてA4横の「位置図」の、農地法第5条番号1-1と番号1-2、を議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う農地転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は光市に居住する個人で、譲渡人は大阪府に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字小周防地区、周防出張所の北東約600mに位置する1筆で、登記地目は畑、面積は167㎡で現在は休耕地となっております。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については隣接する住宅の「駐車場」として利用予定です。

譲渡人が農地の管理に苦慮し休耕となっていた当該農地について、譲受人が購入予定の住宅に隣接する駐車場用地として、売買について合意に至ったものです。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして、議案第1号及び2号参考資料3ページの(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。

なお、第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については、譲請人があわせて購入予定の隣接する住宅の

駐車場としての利用であり、他の土地では代替できないため、問題ございません。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、イの（ア）「転用の目的」ですが、「駐車場」として利用予定ということであり、問題ありません。

次に、（イ）「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書等から、問題ありません。

続いて参考資料の4ページをごらんください

（ウ）「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

（エ）「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、（オ）「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、（カ）「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回売買される農地に隣接する住宅用の駐車場とする計画であり、問題ありません。

次に、（キ）「計画面積の妥当性」についてですが、今回の対象地につきましては、土地の利用目的は駐車場であり、また事業計画書等から判断し適当と判断します。

続いて、（ク）「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、提出された被害防除計画書の内容等からも判断し、駐車場とすることによる近接農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、推進5番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長

推進5番委員、補足説明をお願いします。

推5番

問題ありません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項の1号から3号を一括して説明いたします。
議案の2ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は、2件でした。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でした。

内容については記載のとおりです。

こちらについて、地区担当の委員さんを含めた3名の委員さんと、事務局1名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

つづいて、報告第3号「現況地目等の照会について」です。

今回の照会の件数は1件でした。

内容については記載のとおりです。

周南法務局より照会があり、対象地については平成5年の時点で住宅が建築され、以降農地として利用されていないことから、その旨を回答いたしました。

事務局からの説明は以上です。

議長 只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第38回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和5年7月14日開催の第38回光市農業委員会総会の議事録である。

令和5年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____

